

や性格によって、法人税の法令や通達などでも具体的に細かく定められていますので注意が必要です。

有形減価償却資産の「付随費用等の判定表」

●建物

取得価額に算入する費用	取得価額に算入しないことができる費用
<ul style="list-style-type: none"> ※購入のために要した取得経費の額 ※建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額 ・建物建設のために行う地質調査・地盤強化・地盛り・特殊な切土等、土地の改良のためではない工事に要した費用の額 ・建具、畳、床張りなど、床や建物などの基材から分離するとその効用がなくなるもの ・建設当初から予定された住民対策費、公害補償費等の支出額 ・取得前に発生した固定資産税の負担額 ・建設仮勘定に計上した稼働前の借入金利子 ・借地権の対価部分が建物等の購入代価のおおむね10%以下であるときは、建物の取得価額とすることができる ※事業の用に供するために直接要した費用の額 ・立退料その他立退きのために要した金額 ・起工式、上棟式の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設後に予定されなかった住民対策費、公害補償費等の支出額 ・落成、操業開始等に伴って支出する記念費用等のような事後的に支出する費用 ・不動産取得税 ・登録免許税その他登記又は登録のために要する費用 ・新增設に係る事業所税 ・稼働前の借入金利子 ・他の固定資産の取得のために支出した違約金 ・建設計画の変更により不要となった、調査・測量・設計・基礎工事などの費用

●建物附属設備

取得価額に算入する費用	取得価額に算入しないことができる費用
<ul style="list-style-type: none"> ※購入のために要した取得経費の額 ※建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額 ※事業の用に供するために直接要した費用の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の固定資産の取得のために支出した違約金 ・割賦購入資産で購入代価と利息及び割賦手数料相当額の金額が明らかに区分されている場合の利息及び割賦手数料相当額

●構築物

取得価額に算入する費用	取得価額に算入しないことができる費用
<ul style="list-style-type: none"> ※購入のために要した取得経費の額 ※建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額 ・構築物建設のために行う地質調査・地盤強化・地盛り・特殊な切土等、土地の改良のためではない工事に要した費用の額 ・舗装のための路盤部分 ※事業の用に供するために直接要した費用の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の固定資産の取得のために支出した違約金 ・割賦購入資産で購入代価と利息及び割賦手数料相当額の金額が明らかに区分されている場合の利息及び割賦手数料相当額